

生駒市大型合併処理浄化槽更新事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において、自治会又は管理組合等（以下「自治会等」という。）が自ら管理運営する大型合併処理浄化槽の更新事業に要する経費の一部に対し、生駒市が交付する大型合併処理浄化槽更新事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助額その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大型合併処理浄化槽 民間の住宅開発により設置された終末処理施設であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 更新 対象施設の全部の再建設又は取り替えを行うことをいう。

(補助対象範囲)

第3条 補助対象設備は、次に掲げる設備の範囲とする。

- (1) スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- (2) その他の汚水処理設備
- (3) 消毒設備
- (4) 脱臭設備
- (5) 換気、除じん等に必要な設備

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、下水道施設の改築について（平成28年4月1日付け国水下水事第109号下水道事業課長通知）の別表に定める「小分類」施設以上の規模に係る大型合併処理浄化槽の更新事業のうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）交付要綱（平成29年3月27日付け環廃対発第17032711号環境事務次官通知）に基づく補助対象事業を除くものとする。

(補助対象区域)

第5条 補助対象区域は、生駒市公共下水道全体計画区域外とする。

(補助対象者)

第6条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する大型合併処理浄化槽の更新事業を行う自治会等とする。

- (1) 処理対象人員が501人以上であって、原則として、設置後7年以上経過していること
- (2) 老朽化により周辺環境に著しく悪影響をおよぼしていること
- (3) 更新事業後の検査において、BODの除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有している又は放流水のBOD実績が20mg/ℓ（日間平均値）以下であること

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業のうち、第3条の補助対象設備の更新事業に要する費用の1/4とする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市大型合併処理浄化槽更新事業補助金交付事前協議書（様式第1号）及び、次に掲げる書類を添え、その事業計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 大型合併処理浄化槽の位置図及び構造図
- (2) 大型合併処理浄化槽更新事業計画書
- (3) 大型合併処理浄化槽更新事業にかかる仕様書及び見積書の写し
- (4) 事前協議時点で有効な既存大型合併処理浄化槽の保守点検及び清掃契約書の写し
- (5) 最新の既存大型合併処理浄化槽の定期検査の結果の写し
- (6) 放流水のBOD実績が20mg/ℓ（日間平均値）以下であることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請)

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、前条の事前協議終了後、補助金交付申請書（様式第2号）及び、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 大型合併処理浄化槽の位置図及び構造図
- (2) 大型合併処理浄化槽更新事業計画書
- (3) 大型合併処理浄化槽更新事業にかかる仕様書、見積書及び契約書の写し
- (4) 自治会等の規約
- (5) 放流水のBOD実績が20mg/ℓ（日間平均値）以下であることを証する書類

- (6) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と重複して交付申請していない旨の誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、前条の補助金交付申請書等の提出があったときは速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第3号)により、また交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

第11条 前条第2項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、補助金交付決定の通知を受けたのち補助金交付の対象となった大型合併処理浄化槽更新事業(以下「補助対象事業」という。)の内容を変更し、若しくは中止し、又は廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときから30日以内(前条第1項の規定により、補助対象事業の変更の承認を受けた場合も同様とする。)又は補助対象年度内の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付の対象となった大型合併処理浄化槽更新事業の契約書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (3) 法第11条第1項に規定する定期検査及び維持管理を適正に行う旨の誓約書
- (4) 大型合併処理浄化槽更新事業にかかる領収書の写し
- (5) 更新工事中の工程写真
- (6) 更新事業後の大型合併処理浄化槽のBODの除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有していることを証する書類又は放流水のBOD実績が20mg/l(日間平均値)以下であることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(現場検査)

第13条 市長は、補助金交付決定者から実績報告があった後、速やかに現場検査を行うものとする。

(補助金交付額の確定及び通知)

第14条 市長は、第12条の規定により提出された実績報告書等の審査及び前条に規定する現場検査の結果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助金交付決定者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受領後、補助金交付請求書(様式第8号)により補助金を請求し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。